

## 7. 実現化の方策

### 7.1 実現化の基本的な考え方

まちづくりの基本理念で定めた「魅力と誇りをもった安心安全で快適なまち 湯浅」に基づき、全体構想における分野別の整備の方針、地域別構想におけるまちづくりの方針を掲げました。ここでは、そのまちづくりの実現に向けた基本的な考え方を整理します。

#### (1) 協働のまちづくりに関する考え方

本町のこれからのまちづくりを実践していくためには、町民、事業者等、行政が都市計画マスタープランにおける目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの役割分担の下に互いに特性を活かし、相互に連携しながらまちづくりを進めることが重要です。

本町では、町民、事業者等、行政のそれぞれの役割を深く理解し、知恵や力を出し合っまちづくりに取組む協働のまちづくりを推進します。

#### (2) 目指すべきまちの将来像の実現に関する考え方

都市計画マスタープランにおける目指すべきまちの将来像については、概ね 20 年後の将来を見据えたものとなっています。また、その実現にあたっては、総合計画の都市計画分野の計画として推進されるものとなっています。

これらを踏まえ、都市計画制度を積極的に活用するとともに、産業、環境、福祉などの他の分野や、庁内外との連携を強めつつ、まちの将来像の実現を目指します。

#### (3) 施策の推進に関する考え方

都市計画マスタープランは、目指すべきまちの将来像の実現に向けた都市計画行政の行動指針になります。

これらを踏まえ、的確な施策の推進による総合的かつ一体的なまちづくりを目指します。

#### (4) 時代変化の対応に関する考え方

都市計画マスタープランは、本町の現時点における実情を踏まえた上で将来にわたる計画を示したものとなっており、今後の社会情勢の変化などにより、新たな課題や市民のニーズへの対応が必要となることも予想されます。

このため、社会情勢の変化や総合計画などの上位計画の見直しに応じて、適切な時期に柔軟に計画内容を変更するなど、常に本町の実情に即して適宜計画内容の見直しを行っていきます。

## 7.2 実現化に向けた取組み

目指すべきまちの将来像の実現には、行政による主体的な取組みに加え、町民、事業者等、行政が協力しながら各政策を展開していく必要があります。ここでは、そのまちづくりの実現に向けた行政の取組み方針を整理します。

### (1) 庁内連携体制の強化

都市計画に関わる施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災等の様々な分野との密接な関わりがあります。

そのため、幅広い部門との横断的な連携の下で都市計画に関わる施策を適切に実施できるよう、庁内各課の横断的な取組みを目指し、地域情報や庁内情報を一元化するなど、庁内連携体制の強化に努めます。

### (2) 関係機関への働きかけ

都市計画決定権限の市町村への移譲拡大などによる地方分権が進められていますが、より適切な施策を展開するためには、国や県などで蓄積された情報や経験が必要です。したがって、国や県などの関係機関に対する協力要請などの働きかけを行うとともに、広域的な調整が必要な都市計画については、町民の意向を踏まえながら、適切な要望などの働きかけを行っていきます。

### (3) 的確な施策の実施

厳しい財政状況に配慮し、効率的な予算配分を行うことが求められています。目指すべきまちの将来像の実現に向け、町民の意向を把握しながら、費用対効果、緊急性及び地域投資のバランス等に配慮しつつ、事業等の優先順位を慎重に検討し、的確な施策の実施に努めます。

### (4) 施策の推進に向けた取組み

より良いまちづくりの実現のためには、施策を評価しそれらを今後の施策に反映させることが重要です。実現にあたっては、計画（Plan）を、実行（Do）に移し、その結果・成果を点検し（Check）、改善し（Action）し、次の計画（Plan）へつなげていく、PDCAサイクルの進捗管理による施策の遂行が重要です。特に都市計画は、短期的に効果が現われるものがある一方で、期間の長い取組みが必要なものについては、社会情勢などによりその効果が変化する可能性があります。

そのため、まちづくりを実現していく過程でこういった仕組みを取り入れることにより適正に進捗管理を行い、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な施策判断を行っていく必要があります。

## 参 考 資 料

### 1 用語集

<b>あ 行</b>	
空き家バンク	空き家の賃貸又は売却を希望する所有者から情報提供を受け、空き家バンクに登録した物件情報を町内への移住や住み替え、定期的な滞在などを希望する方へ情報提供する制度のことです。
アクセス	交通手段や経路、到着時間、公共交通の利便性などの機能のことです。
オープンスペース	都市または敷地内で建造物の建っていない広がりをもった場所のことです。
<b>か 行</b>	
回遊性	快適に歩行などで回れる機能のことで、集客力や空間の利用を高め、活性化を促す効果があります。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響のことです。
基盤整備	道路、公園、水路など都市の骨格となる公共施設の整備のことをいいます。
協働	市民、企業等の事業者、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動のことです。
景観	人の目に映る景色や風景のことです。
減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みのことです。防災が被害を出さない取り組みであるのに対し、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上でその被害を低減させていこうとするものです。
公共下水道	主として市街地における下水（雨水・汚水）を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する施設のことです。
公共交通	電車、バス、タクシーなどのように不特定多数の人々が利用する交通手段のことです。
交通結節点	鉄道とバス等の乗り換え、自動車から公共交通機関等への乗り換えなど交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことです。
コミュニティ	一般的に地域共同体、または地域共同社会のことです。

<b>さ 行</b>	
自主防災組織	町内会・自治会などを単位に構成されている防災組織のことです。
重要伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を目的に市町村が伝統的建造物群保存地区を決定し、国は市町村からの申出を受け、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区として選定するものです。
準都市計画区域	積極的な整備または開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発および保全に支障が生じるおそれがある区域のことです。
少子高齢化	人口構成に占める高齢者の割合が高く、子どもの割合が低い状態のことです。
人口集中地区（D I D）	日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区のことです。
ストック	物を蓄えること、蓄えた物、在庫品のことです。ここでは、既に整備された道路や公園、公益施設などを指します。
生活道路	一般的には、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などへ移動する際に利用する日常生活上密接な関わりをもつ市区町村道レベルの道路のことです。
<b>た 行</b>	
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、県や市町村が、自然災害や都市型災害に対する初動体制や、避難収容、物資備蓄、応急医療救護、災害情報通信など、総合的な危機管理体制を定めた計画のことです。
地区計画	身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりを進めるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画で定める計画のことです。
中心市街地	一般に商店街や郵便局等の人々が集まる施設が集積した都市の中心的な役割を担う地域のことです。

長寿命化計画	老朽化が進む施設の適切な修繕や計画的な改築など、予防保全的管理に係る取組を示す計画のことです。
低炭素（社会）	地球温暖化の主因とされ、温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことです。
都市環境	都市活動における利便性や快適性のことです。
都市機能	都市のもつ都市としての機能で、行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のことです。
都市基盤	一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のことです。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域のことで、具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。
都市計画公園	休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のことです。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことです。
都市景観	都市に存在する建物・道路・公園・緑地等の他に、都市を取り巻く田園・河川・海岸・山林等の自然的環境も含む、都市を構成するさまざまな要素が織り成す風景、景色、眺めのことです。
都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、主なものに、道路、公園、下水道などがあります。
都市的土地利用	住宅地や工業地、商業地など、主として人工的施設による土地利用を指し、自然的土地利用に対する言葉です。
<b>な 行</b>	
ニーズ	要求、需要のことです。

ネットワーク	物や人、道路などが結ばれていることです。
農用地	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定された優良農地のことです。
<b>は 行</b>	
ハザードマップ	災害における被害を最小限に食い止めることを目的として、予想される災害の程度や対応方法等を図面等に表示するとともに、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したものです。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことです。
費用対効果	支出した費用に対して、得られる効果のことです。
<b>ま 行</b>	
メンテナンス	定期的に保守・点検して必要に応じて劣化した部分などを補修することです。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすることです。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。
<b>ら 行</b>	
レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労を癒し、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすることです。

## 2 策定経緯と策定体制

### ■ 策定経緯

年 月	内 容
平成 28 年	
10 月	第 1 回庁内検討部会開催 第 1 回策定委員会開催
11 月	都市計画審議会開催
平成 29 年	
1 月	第 2 回庁内検討部会開催 第 2 回策定委員会開催
3 月	都市計画審議会開催 第 3 回庁内検討部会開催 第 3 回策定委員会開催
7 月	第 4 回庁内検討部会開催
8 月	第 4 回策定委員会開催
11 月	第 5 回策定委員会開催 都市計画審議会開催
平成 30 年	
1 月	パブリックコメント 第 5 回庁内検討部会開催
2 月	第 6 回策定委員会開催
3 月	都市計画審議会開催

■ 策定体制

<都市計画審議会>

平成 29 年度委員

種 別	氏 名
1号委員 (学識経験者)	池田 幸世
	神吉 紀世子
	尾崎 定平
2号委員 (町議会議員)	山家 敏宏
	山本 年哲
	石本 一也
3号委員 (関係行政機関)	亀井 眞次
	岡野 充伸
4号委員 (本町の住民)	亀井 壮一
	谷中 敬治



<策定委員会>

役 職 等
副 町 長
総 務 課 長
まちづくり企 画 課 長
ブランド戦略推進室経営戦略官
税 務 課 長
住民環境課兼人権推進室長
健 康 福 祉 課 長
総 合 セ ン タ ー 長
産 業 観 光 課 長
水 道 事 務 所 長
教育委員会教育次長兼町立図書館長
(オブザーバー) 和歌山県都市政策課
( 事 務 局 ) 建 設 課



『魅力と誇りをもった安心安全で  
快適なまち 湯浅』

---

## 湯浅町役場

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

TEL 0737-63-2525(代)

URL <http://www.town.yuasa.wakayama.jp/>

---